平成29年 第10回宇都宮市教育委員会会議録

1 日時 平成29年7月27日(木) 開始時刻 午後2時30分

2 場所 宇都宮市役所13階 教育委員室

3 出席者 水越教育長,大場委員,伊藤委員,山田委員,清島委員

4 説明員 水沼教育次長,小堀学校教育担当次長,梓澤教育企画課長,

栗原学校教育課長,田中教育センター所長

5 書記 大出課長補佐,本田係長,束原係長,廻谷係長,津久井指導主事,

和田指導主事, 柴田指導主事, 半田指導主事, 飯田指導主事,

原指導主事, 関総括, 分田主事

6 傍聴者 7名

7 議題

(1) 審議事項

審議第27号 平成30年度使用宇都宮市立小・中学校教科用図書の採択について

8 議事の内容

教育長

それでは、ただいまから平成29年第10回宇都宮市教育委員会を開会します。 会議録署名委員の指名 伊藤委員、山田委員

教育長

本会議の傍聴定員については、原則10名程度としておりますが、審議に支障のない範囲での傍聴人の入室を許可してよろしいか。(全員了承)

教育長

異議がないようですので、定員を超える傍聴人の入室を認めることといたしま す。

教育長

なお,道徳の教科用図書採択に関わりまして,要望書が教育委員会に寄せられております。教科用図書閲覧場所に置いてございます。

また, 教科用図書採択に係る審議につきましては, 昨年度より公開としておりますので, ご了解ください。

教育長

それでは、**議**案第27号 平成30年度使用宇都宮市立小・中学校教科用図書の採択についての審議に入ります。

教育長

まず、平成30年度使用教科用図書の採択事務について説明願います。

【説明要旨】

学校教育課長

- 6月に調査員会を開催し、河内採択地区の観点に基づいて、道徳の検定教科用図書66点を調査員15名で、学校教育法附則第9条図書5点を調査員11名で調査研究し、採択協議会に報告する資料を作成した。
- 7月に採択協議会を開催し、調査研究結果をふまえて20分程度教科用図書を閲覧したうえで、協議し採択した。
- 採択協議会における協議の結果に基づき、種目ごとに上三川町と同一の教 科用図書を採択しなければならない。なお、本日、上三川町においても教育 委員会が開催されている。
- 今回採択する道徳以外の小中学校教科用図書は、種目ごとに4年間同一の 図書を採択することとなっており、別紙5及び別紙6についても、改めて採 択いただきたい。

教育長

説明が終わりましたが、質疑などありますか。(特になし)

教育長

次に、特別支援学級用教科用図書の採択について説明願います。

【説明要旨】

教育センター所長

- 特別支援学級においては、児童生徒1人1人の発達の段階が様々であることから、文部科学大臣の検定を経た教科用図書以外の図書を使用することができ、採択した図書の中から、担任と保護者で相談のうえ、児童生徒の状況に応じて使用する図書を選んでいる。
- 文部科学大臣の検定を経た教科用図書(検定本)は通常の学級で使用する もの、文部科学省が著作の名義を有する教科用図書(著作本)は特別支援学 校で使用するもの、学校教育法附則第9条に規定されている図書(附則9条

図書)は、一般に使用されている図書の中から採択し、教科用図書として使用するものである。著作本は国語、算数・数学、音楽の3教科のみに該当がある。

- 使用する図書を選ぶ際には順序がある。
 - ① 当該学年の検定本
 - ② 下学年の検定本
 - ③ 著作本
 - ④ 附則9条図書
- 今年度は、中学校採択替えの年ではないため、追加採択の協議を行った。
- 附則9条図書については、文部科学省から、可能な限り系統的に編集されており、教科の目的に沿う内容をもつ図書が適切であり、特定の題材や一部の分野しか取り扱っていない参考書・図鑑類・問題集等は適切でないとの指導がある。適切な図書がない場合には、追加採択をしないこともある。

教育長

説明が終わりましたが、質疑などありますか。(特になし)

教育長

引き続き審議に入ります。

まず,小学校道徳,小学校特別支援学級,中学校特別支援学級の教科用図書について,採択協議会の協議内容の説明を受け,教科用図書を閲覧後,質疑の時間を取らせていただき,採択について審議を行います。

その後,道徳以外の教科の小・中学校教科用図書及び特別支援学級用の検定本・ 著作本の採択について,審議を行います。

なお,説明は学校教育課長及び教育センター所長が,それぞれのご質問には担 当の指導主事がお答えいたしますので,ご了解ください。

教育長

はじめに, 小学校道徳の教科用図書の審議を行います。

小学校教科用図書の道徳について説明願います。

【説明要旨】

学校教育課長

- 調査員会の調査結果と採択協議会での協議内容について資料に沿って説明。
- 採択協議会では、協議の結果「東京書籍」を選定した。理由は次のとおり。
 - ・ 教材冒頭にある、キャラクター「こころん」の発問がよい導入となって 教材の世界に入りやすくなっているとともに、児童に親しみのある絵本や アニメ、活躍している人物を教材として取り上げることで、児童の興味・ 関心を高める工夫をしている。
 - ・ 「出会う・ふれあう」において、書くことで自分の考えを明確にし、話 合いをすることで異なる考えに接することができるような工夫がなされる など、充実した言語活動が行えるよう配慮されている。
 - ・ 低学年では「つながる・ひろがる」が設定されており、中・高学年では 「問題を見つけて考える」、教材文、「考えるステップ」がセットとして設 定されるなど、問題解決的な学習や体験的な学習ができるよう配慮されて いる。

教育長

委員の皆さまには、事前においでいただき十分な時間をとって閲覧いただいているところですが、改めて閲覧の時間をとらせていただきます。質問があればその都度ご質問ください。閲覧の後にも改めて質疑の時間を設けます。

それでは、教科用図書の閲覧をお願いします。

【教科用図書閲覧(約10分間】

教育長

ただいま教科用図書を閲覧していただきましたが、ご質問・ご意見等はございますか。また、採択協議会の選定結果にご異議がございましたら、ご発言をお願いいたします。

伊藤委員

本市教育委員会としても、いじめと情報モラルは喫緊の課題として捉えており、 それらについて、いかに具体的にわかりやすく取り上げているかに注目して教科 用図書を閲覧した。東京書籍は、いじめの問題を導入部から強く取り上げている ほか、情報モラルについてもきちんと取り上げられている。道徳は、いじめと情 報モラルに関する問題だけを取り扱うわけではないが、その他の内容についても 問題はないと判断した。私は東京書籍を採択することに賛成です。

大場委員

いじめという言葉を目次から使っているのは東京書籍のみであり、それ以外のものは間接的な導入となっていた。いじめは非常に大きな問題であり、直接的に小学校1年生から取り上げているのはとても良いと思った。また、1年生の教科用図書の導入について、東京書籍以外のものは最初から文字が多いが、東京書籍のものは美しい色の使われた絵がはじめにあり、良いと思った。ノートが付属している場合、先生方がどのように使っているかはわからないが、ノートにより教え方に縛りがでてくることもあるかと思うので、自由に授業できるよう、ノートがないものでよいと思った。

山田委員

伊藤委員と大場委員がおっしゃったように、いじめに対するストレートな投げ かけがよいと思った。また、こころんというキャラクターに対して子どもたちが 親しみを持てると思った。東京書籍を採択することに賛成である。

清島委員

冒頭に何を勉強していくかをきちんと書いてあるものは何社かあったが、東京書籍については、目標に対して当てはまる単元を特に明確に記載してあり、子どもたちにとってわかりやすいと思った。

伊藤委員

道徳の教科用図書は保護者や先生もかなりの関心をもって読むと思うので、そこで、教育委員会がいじめに対して強く関心があるという意思を明示し伝えていきたい。

教育長

それでは異議がないようですので、改めてお諮りいたします。 採択協議会の結果のとおり「東京書籍」を採択してよろしいか。(全員了承) それでは採択協議会の結果のとおり決定いたします。

教育長

次に、小学校特別支援学級の教科用図書の審議を行います。 小学校特別支援学級 学校教育法附則9条図書について説明願います。

【説明要旨】

教育センター所長

- 調査員会の調査結果と採択協議会での協議内容について資料に沿って説明。
- 採択協議会では、協議の結果「絵でわかる こどものせいかつずかん4 おっきあいのきほん」を選定し、「マンガでわかる よのなかのルール」については選定しないこととした。理由は次のとおり。
 - 「絵でわかる こどものせいかつずかん4 おつきあいのきほん」
 - ・ 道徳科の内容が特別支援学級の児童にもわかりやすく簡潔に書かれて おり、日常の生活に役立てることができる。
 - 「マンガでわかる よのなかのルール」
 - ・ 大人が児童とともに使用することを想定し編さんされたものであり、 難しい言葉や文章が使われているため、児童の実態に即して使用することが難しい。

教育長

それでは教科用図書の閲覧をお願いします。

【教科用図書閲覧(約5分間】

教育長

ただいま教科用図書を閲覧していただきましたが、ご質問・ご意見等はございますか。また、採択協議会の選定結果にご異議がございましたら、ご発言をお願いいたします。

伊藤委員

「絵でわかる こどものせいかつずかん4 おつきあいのきほん」は基本的なことが簡潔にわかりやすく書いてあり、採択することでよい。

大場委員

「絵でわかる こどものせいかつずかん4 おつきあいのきほん」は、レイアウトが統一されていてわかりやすく、採択することでよい。「マンガでわかる よのなかのルール」は難しく採択しないことでよい。

山田委員

大きさを考えると、「マンガでわかる よのなかのルール」は開きづらいため、 採択しなくてよい。

清島委員

「マンガでわかる よのなかのルール」は4コマ漫画がメインとなっており、 副読本としてふさわしくないように思う。

教育長

それでは異議がないようですので、改めてお諮りいたします。

採択協議会の結果のとおり「絵でわかる こどものせいかつずかん4 おつき あいのきほん」を採択し、「マンガでわかる よのなかのルール」を採択しないこ ととしてよろしいか。(全員了承)

それでは採択協議会の結果のとおり決定いたします。

教育長

次に、中学校特別支援学級の教科用図書の審議を行います。 中学校特別支援学級 学校教育法附則9条図書について説明願います。

【説明要旨】

教育センター所長

- 調査員会の調査結果と採択協議会での協議内容について資料に沿って説明。
- 採択協議会では、協議の結果「作ってみよう!リサイクル工作68」、「学校では教えてくれない大切なこと⑫ ネットのルール」、「ドラえもん英語図解辞典」については選定しないこととした。理由は次のとおり。
 - 「作ってみよう!リサイクル工作68」
 - ・ 学習指導要領のエネルギー変換や生物の育成等の内容が不足しており、 全体の内容も工作的な要素が強く、学習指導要領に示されている内容が 不足している点がある。
 - 「学校では教えてくれない大切なこと⑩ ネットのルール」
 - ・ 学習指導要領の情報モラルに関する内容に限定しており、学習指導要 領に示されている内容が不足している点がある。また、文章表現等も難 しく理解しづらい。
 - 「ドラえもん英語図解辞典」
 - ・ 学習指導要領の書くことの内容が不足しており、文字やイラスト等が 小さくて見づらい。

教育長

それでは教科用図書の閲覧をお願いします。

【教科用図書閲覧(約5分間】

教育長

ただいま教科用図書を閲覧していただきましたが、ご質問・ご意見等はございますか。また、採択協議会の選定結果にご異議がございましたら、ご発言をお願いいたします。

伊藤委員

「学校では教えてくれない大切なこと® ネットのルール」と「ドラえもん英語図解辞典」は内容が不足しているため採択しないことでよいだろう。技術の検定本は、特別支援学級で使うには表現などが難しく、使う場合にも、先生が検定本から抽出して工夫を必要とするものであるため、附則9条図書の採択を検討する必要があると思ったが、「作ってみよう!リサイクル工作68」についても内容が不足しているため、採択しないことでよい。

大場委員

私も全て採択しないことでよい。伊藤委員のおっしゃるように、技術の検定本は非常に難しいと思ったが、「作ってみよう!リサイクル工作68」は内容が不足しており採択できない。今後、よい図書が出てきてほしい。

山田委員

図書室にあれば、子どもたちが自分で選んで読めるような図書だと感じた。採択しないことでよい。

清島委員

現在使われている他の教科の附則9条図書と比べると、見劣りする部分がかなりあり、採択しないことでよい。

教育長

それでは異議がないようですので、改めてお諮りいたします。 採択協議会の結果のとおり全て採択しないこととしてよろしいか。(全員了承) それでは採択協議会の結果のとおり決定いたします。 教育長

次に、道徳以外の小学校教科用図書及び中学校教科用図書についてですが、先程の説明にありましたとおり、4年間同じものを採択することとなっておりますので、別紙5及び別紙6に示されている図書を採択してよろしいか。(全員了承) それでは決定します。

教育長

次に、特別支援学級用教科用図書(検定本及び著作本)の採択について説明願います。

【説明要旨】

教育センター所長

- 別紙7及び別紙8に示されている図書は、本市において、当該学年の検定本に加えて、特別支援学級用教科用図書として使用可能となっている図書である。
- 著作本と附則 9 条図書は、昨年度採択されたものであるが、内容について 特に変更はない。

教育長

説明が終わりましたが、質疑などありますか。

教育長

それでは<u>別紙7</u>及び<u>別紙8</u>に示されている図書を採択してよろしいか。(全員了承)

それでは決定します。

教育長

以上で議事は終了となりますが、委員の皆さまから何かご意見などございますか。(特になし)

教育長

ないようですので、事務局から連絡事項をお願いします。

事務局

本日開催されている上三川町教育委員会において,本市と同一の教科用図書を 採択したことをもって,本採択地区の正式な採択となることをご了承ください。 結果については,後程,委員のみなさまに事務局からご連絡する。

教育長

以上をもちまして、本日の委員会を閉会といたします。 終了時刻 午後3時30分

署名委員

署名委員